

## 日団協 技術資料D高-002-2008

# 貯槽以外の高圧ガス設備の開放検査周期延長 に関する評価指針

## 【ポンプ及び圧縮機に係る評価指針】

### 1. 制定目的

高圧ガス保安法第35条に基づく保安検査において、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第80条別表第3第1項第17号ただし書きにより行う高圧ガス設備の内部及び外部の検査（以下「開放検査」という。）について平成13年3月26日付け経済産業省告示第203号にて改正された「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」（以下「告示」という。）第16条（高圧ガス設備の耐圧試験の適用除外の期間）及び第18条に基づき、ポンプ及び圧縮機の開放検査周期延長の確認申請を実施するにあたり、確認要件・評価基準・申請要領等についてLPガス業界の標準的な実施要領を規定することにより、LPガス製造事業者における開放検査の管理体制・検査体制の向上及び基準の明確化を図ることを目的とする。

なお、管轄都道府県知事に開放検査周期延長の確認を申請する場合は、都道府県知事の指導事項を確認の上、本指針を参考として申請手続きを実施することが望ましい。

### 2. 適用範囲

本指針は、評価対象事業所がポンプ及び圧縮機の開放検査周期の延長申請及び都道府県知事より延長の確認を受けた液化石油ガス保安規則事業所のLPガスポンプ及び圧縮機の検査・管理について適用する。

ただし、管轄都道府県知事より別途指示がある場合はこの限りではない。

なお、本書においては、ポンプ及び圧縮機のみのでん所1カ所を保有する事業者（本社と事業所が一体）を標準として例示・記載しているが、各事業者は本書を参考として自社の体制に合致するよう、各種基準・資料を作成・管理する。

### 3. 用語の定義

本書で使用する用語の意味は、下記のとおりとする。

#### (1)開放検査

保安検査において実施すべき「高圧ガス設備の耐圧試験」について、耐圧試験の代